

大都市特例に係る事務一覧

◎ 大都市特例により指定都市の市長の事務となっているもの

○ 医療法上、保健所設置市の事務となっているため指定都市の事務となっているもの

× 都道府県知事の事務となっているもの

× 都道府県知事が策定する医療計画との整合性の観点から、都道府県知事の事務としている(していた)もの

× 地域医療支援病院が医療従事者の確保のための都道府県が設ける協議の場の構成員であるため(法30条の23)、都道府県知事の事務としているもの

◎ ※1: 地域医療支援病院については都道府県知事の事務(指定都市は権限なし) ※2: 地域医療支援病院につき、都道府県知事の権限を存置(指定都市と並行権限)

	根拠規定	事務の内容	病院	診療所	指定都市に加える制限(読替規定で対応)
第4章 病院、診療所及び助産所	医療法第7条第1項	病院(or診療所・助産所(臨床研修等修了医師等以外の者に限る。))の開設計可等	◎	○	あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を求める。 (※ 病院のみ)
	医療法第7条第2項	病院(or診療所・助産所)の病床数・病床の種別等の変更の許可	◎	○	
	医療法第7条第3項	診療所の病床設置又は病床数・病床の種別変更の許可(居宅、へき地等を除く。)	△	× → ◎	あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を求める。
	(医療法第7条第4項)	(設備等が要件を満たす場合には許可を与えなければならない。)	△	△	-
	医療法第7条第5項	病院(or診療所)の開設計可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更許可に条件を付す。	◎	× → ◎ §7③とセット	協議を受けた都道府県知事から条件を付すよう求めがあったときに、当該求めがあった条件を付することが可能。
	(医療法第7条の2第1項)	(病床過剰地域における公的医療機関(病院)への病床設置等許可制限)	△	△	7条1・2項により協議を受けた都道府県知事が7条1項・2項の同意をしなかった場合、開設者に許可を与えてはならない。
	(医療法第7条の2第2項)	(病床過剰地域における公的医療機関(診療所)への病床設置等許可制限)	△	△	7条3項により協議を受けた都道府県知事が7条3項の同意をしなかった場合、開設者に許可を与えてはならない。
	医療法第7条の2第3項	公的医療機関等への病床削減命令	×	×	-
	医療法第7条の2第4項	病床数算定に当たっての必要な補正	×	×	-
	医療法第7条の2第5項	介護老人保健施設入所定員数の補正	×	×	-
	医療法第7条の2第6項	都道府県医療審議会への意見徴収	×	×	-
	医療法第7条の2第7項	3項の命令に従わなかった場合の公表措置	×	×	-
	第1節 開設等	医療法第8条	臨床研修等終了医師等の診療所・助産所開設の届出の受理	△	○
医療法第8条の2第2項		病院(or診療所・助産所)の休止届出の受理	◎	○	-
医療法第9条第1項		病院(or診療所・助産所)の廃止届出の受理	◎	○	-
医療法第9条第2項		開設者死亡等届出の受理	◎	○	-
医療法第12条第1項		開設者の管理免除の許可	◎	○	-
医療法第12条第2項		管理者の兼任の許可	◎	○	-
医療法第12条の2第1項		地域医療支援病院に係る業務報告書の受理	×	△	-
医療法第12条の2第2項		1項の業務報告書の公表	×	△	-
医療法第15条第3項		エックス線装置等を備えた場合の届出の受理	◎	○	-
医療法第16条		医師の病院への宿直免除の許可	◎	○	-
第2節 管理	医療法第18条	専属薬剤師設置免除の許可	◎	○	-
	医療法第21条第1項	病院の人員及び施設基準の条例制定	◎	○	-
	医療法第21条第2項	療養病床を有する診療所の人員及び施設基準の条例制定	△	× → ◎ §7③とセット	-
	医療法第21条第3項	条例を定めるにあたって、厚生労働省令で定める基準を参酌する	△	△	-
	医療法第23条の2	施設の人員の増員又は業務の停止命令	◎	× → ◎ §21②とセット	-
	医療法第24条第1項	施設の使用制限命令等	◎ (※1)	○	-
	医療法第25条第1項	報告の徴収、立入検査	◎ (※2)	○	-
	医療法第25条第2項	診療録、帳簿書類等の提出命令	◎ (※2)	○	-
	医療法第25条の2	診療所・助産所に関する保健所設置市の市長・特別区の区長から都道府県知事への通知	△	○	-
	医療法第26条第1項	医療監視員の任命	◎	○	-
第3節 監督	医療法第27条	構造設備の使用許可	◎	○	-
	医療法第27条の2第1項	病院(or診療所)の条件付許可に伴う勧告	◎	× → ◎ §7⑤とセット	協議を受けた都道府県知事から勧告するよう求めがあったときに、勧告することが可能。
	医療法第27条の2第2項	勧告に係る措置をとらなかつたときの措置命令	◎	× → ◎ §7⑤とセット	協議を受けた都道府県知事から措置命令するよう求めがあったときに、措置命令することが可能。
	医療法第27条の2第3項	措置命令に従わなかつたときの公表	◎	× → ◎ §7⑤とセット	協議を受けた都道府県知事から公表するよう求めがあったときに、公表することが可能。
	医療法第28条	管理者の変更命令	◎	○	-
	医療法第29条第1項	開設許可の取消	◎	○	-
	医療法第29条第2項	開設許可の取消	◎	○	-
	医療法第29条第3項	地域医療支援病院の承認取消 ※承認は §4①において都道府県知事の事務とされている。	×	△	-
	医療法第29条第6項	地域医療支援病院の承認取消に当たっての都道府県医療審議会への意見聴取	×	△	-
	医療法第30条	弁明の機会の付与	◎	○	-

	根拠規定	事務の内容	病院	診療所	指定都市に加える制限(読替規定で対応)
医療法施行令	医療法施行令第3条の3	診療所の病床設置の届出の受理(居宅、へき地等)【§7③関連】	△	× → ◎	届出を受けた指定都市の市長は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知
	医療法施行令第4条第1項	病院の開設者又は医師等以外で診療所を開設した者の住所等の変更の届出の受理【§7①関連】	◎	○	-
	医療法施行令第4条第2項	診療所の病床数の変更の届出の受理(居宅、へき地等)【§7③関連】	△	× → ◎ 令§3の3とセット	届出を受けた指定都市の市長は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知
	医療法施行令第4条第3項	医師等が診療所を開設した場合の住所等の変更の届出の受理【§8関連】	△	○	-
	医療法施行令第4条の2第1項	開設後の届出の受理【§7①関連】	◎	○	-
	医療法施行令第4条の2第2項	1項の届出事項変更の届出の受理【§7①関連】	◎	○	-